

## 7. 対策・施策の実施体制

### (1) 政府等における率先的役割と波及

- 各主体が自らの責任を自覚し、地球温暖化対策を進めるよう促すためには、まず、エネルギーや燃料の大規模な消費者である政府自らが率先して温室効果ガスの削減に努めるべきである。
- 政府においては、既に「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（平成14年7月19日。以下「実行計画」という。）」を定めその結果を公表しており、まずは同計画の目標（平成18年度までに13年度比で温室効果ガス総排出量を7%削減）の達成に向けて、本年度中に完了する一般公用車の低公害車への切替えに加えた一層の低公害車化や、排出量の約半分を占める庁舎・施設の電気・燃料使用を削減に向けたグリーン診断・ESCOの導入に意欲的に取り組むべきである。その上で、企業、公共部門間に共通のルールが策定されたときは、そのルールに従って温室効果ガスの把握・公表を行うとともに、対策の強化に努めるべきである。
- 大綱の見直しに当たっては、こうした先導的な事業の推進を、独立行政法人、公益法人などの公的機関などにも働きかけ、広く事業者や住民の取組へと波及させることが重要である。

### (2) 国民、産業界、NGO・NPO、労働組合、マスメディア等の各主体の役割分担の明確化と連携した取組の推進

- 大綱の評価の結果、各省ごとの所管を越えて、需要サイドと供給サイドの多くの関係主体の一体的な取組によって高い効果が発揮される対策が、需要サイドと供給サイドの各主体の役割分担が曖昧で、連携した取組が進んでいないために、十分な成果が現れていないことが明らかになった。
- 京都議定書目標達成計画の策定に当たっては、国と地方公共団体の取組に加え、製造業者、販売業者、エネルギー供給者、利用者等としての事業者、消費者、NGO・NPOの役割分担を明確化するとともに、これら各主体の連携による取組を促す対策・施策の充実が図られるべきである。

- また、供給サイドの事業者と需要サイドの消費者を結びつける役割が期待される労働組合には、生産や流通の現場において、脱温暖化製品の開発・生産、ラベリングの徹底、生産プロセスや物流の省エネ化など、事業者の地球温暖化対策を牽引する職場運動の担い手として活躍するとともに、地域生活の場において、企業の枠を超えた生活者として、マイカー利用から他の通勤手段への変更や、職場の専門的知識も活かした地域の地球温暖化対策の担い手として活躍することなどが期待される。
- 同じく、供給サイドの事業者と需要サイドの消費者をくらしの中で結びつける役割が期待されるマスメディアにおいては、国民一人ひとりの意識を日常的に改革し、家庭や企業の間における行動喚起につなげていくよう、地球温暖化に関する科学的知見や具体的な取組内容について、わかりやすく積極的に情報提供することが期待される。

### (3) 温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者の役割

- 京都議定書目標達成計画では、地球温暖化対策推進法の規定に基づき、「温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関し策定及び公表に努めるべき計画に関する事項」を定めることとなる。
- 温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者にあつては、温室効果ガスの種別、発生源及び排出抑制対策の態様も多様であることにかんがみ、効果的な対策を推進するため、単独に又は共同して、排出抑制等のための措置に関する計画を策定するよう努めるべきである。
- 計画を策定する事業者は、その規模及び形態が多様であるため、それぞれの実情に応じて創意工夫を凝らし、最善の努力を目指して計画を策定するべきである。この場合、事業者が当該計画においていかなる要素及び内容の計画を策定するかは、その自主性に委ねられるが、対策を効果的に推進していく観点からは、排出量又はエネルギー消費量の絶対量又は原単位に関する定量的な目標を盛り込むこと、また、対策分野・部門を横断的に見て、当該事業者についても最も費用対効果の高い対策を推進することが望まれる。さらに、温室効果ガスの排出の少ない製品の開発、廃棄物の減量化等、他の主体の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置についても可能な範囲で計画に盛り込むべきである。
- 計画を策定した事業者は、当該計画を公表するよう努めるとともに、当該計画に基づき講じた措置の実施状況についても公表するよう努めるべきである。

## 8. 追加対策による削減効果と京都議定書目標達成計画の目標値

### (大綱の評価のまとめ)

- 「Ⅱ 大綱の評価」で示したとおり、大綱の対策・施策を現状のままで実施した場合の2010年の排出量（現状対策ケース）について、
  - ① 2006年にピークを迎える人口、2015年にピークを迎える世帯数、1.5～1.6%と予想される経済成長率、工業生産量、交通需要、電力需要など、温室効果ガスの排出量に大きく影響する様々な社会経済活動量の、現時点で入手可能な最新の予測値を前提に、
  - ② 現大綱に盛り込まれている100近くの個々の対策の削減効果を确实性の高いものに限定して評価した上で、
  - ③ 原則として、「活動量」×「活動量当たりのエネルギー消費量」×「エネルギーごとの温室効果ガス排出量」という算定式から導かれる排出量見通しを、部門ごとに分析した。
  
- その結果、
  - ① エネルギー起源二酸化炭素について見ると、
    - ・ 産業部門については、生産量の変化に伴うエネルギー消費量の減少等により、排出量が抑制され、
    - ・ 運輸部門については、自動車燃費の改善等によりエネルギー消費量が抑制される一方、乗用車の交通需要の伸び等により、排出量が増加し、
    - ・ 業務その他部門や家庭部門については、機器効率の改善等によりエネルギー消費量の伸びが抑制される一方、床面積の増加、世帯数の増加等に伴いエネルギー需要が増加し、排出量が増加する結果、全体として、排出量は増加すると推計された。
  - ② 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素については、セメントや石灰の生産量や水田面積の減少、再資源化の促進や廃棄物の高度処理等により、排出量は減少し、
  - ③ 代替フロン等3ガスについては、冷媒の回収等により排出原単位が改善される一方、生産量・使用量の増加に伴い、排出量は増加すると推計された。
  - ④ 森林吸収量については、マラケシュ合意で認められた3.9%に対して、平成16年度の予算規模は、補正予算が措置されていた平成10～14年度と比べ縮小していることから、この水準で今後推移した場合には、2.6%程度となる推計された。
  - ⑤ 京都メカニズムの活用については、平成16年度のCDM/JI設備補助事業の補助額に応

じた2012年までの政府への移転クレジット量は、約2万t-CO<sub>2</sub>に止まる見通しであり、現段階では、1.6%分（年間約2000万t-CO<sub>2</sub>、5年分で総計約1億t-CO<sub>2</sub>）を政府が確保できる見通しは立っていない。

- 以上の結果、現状対策ケースの2010年排出量推計値（+6%）と京都議定書の6%削減約束の間には、吸収源対策が現状のままで推移した場合（2.6%）、約9%の削減量が不足すると推計された。

### （大綱の見直しのまとめ）

- このため、6%削減約束の達成に必要な削減を図るため、「Ⅲ 大綱の見直し」においては、「1. 大綱の見直しに当たっての視点」に掲げた、
  - ・ 環境先進国に向けた取組としての京都議定書目標達成計画
  - ・ 徹底した情報の開示、広報を通じた国民各界各層の認識の向上
  - ・ 評価・見直しの透明性の確保
  - ・ 6%目標の達成の現実性の向上という「（1）基本的考え方」に立って、「（2）あらゆる政策手法の特徴と活用」を検討し、「（3）諸外国における地球温暖化対策」を参考に、「（4）中長期的な観点からの温暖化対策技術の普及」という観点も踏まえ、京都議定書目標達成計画の目標の在り方や、追加的な対策・施策、その実施体制について提言した。
  
- 具体的には、「Ⅲ 2 京都議定書目標達成計画の目標の在り方」において、
  - ・ 「各主体の温室効果ガス削減努力を明確にするための目標」である
    - － 企業や家庭、業種別、企業形態別など主体別の目標の設定
    - － 「活動量」×「エネルギー消費原単位」×「二酸化炭素排出原単位」指標の設定
  - ・ 「温室効果ガス別目標の徹底化」の必要性を提言した。

また、追加対策・施策については、

- ① まず、「Ⅲ 3 各区分や部門にまたがる横断的対策・施策」において、
  - ・ ポリシーミックスの活用
  - ・ データ整備と透明性の高い評価・見直しの仕組みの整備
  - ・ 普及啓発・情報提供・環境教育の拡充・強化
  - ・ 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度
  - ・ 自主行動計画の充実と透明性の確保

- ・ 国内排出量取引制度
- ・ 環境税
- ・ 夏時間（サマータイム）の導入
- ・ 観測・監視体制の強化及び調査研究の推進

について提言した。

② 次に、「Ⅲ 4 複数の主体による複合的・システムの的に連携した対応に向けた対策・施策」において、脱温暖化社会の構築を図るためには、個々の主体による個別の機器・設備・施設ごとの努力を超えて、都市計画・都市構造、交通システム、経済システムまで踏み込んで、複数の主体の幅広い参加による複合的・システムの的に連携した対応を図るため、

- ・ エネルギーや資源の発生施設、供給施設、利用施設を超えて、空間的広がりをもった地域での総合的な取組
- ・ 経済システムまで踏み込んで、業種を超えた複数の企業の幅広い参加による連携した取組や、供給サイドの事業者と、需要サイドの事業者・消費者と、両者の接点である販売事業者、エネルギー・燃料の供給者、NGO等との連携による取組

について提言した。

③ さらに、「Ⅲ 5 個別ガス別の対策・施策の強化」において、温室効果ガス別の排出抑制対策に加え、吸収源対策及び京都メカニズムの活用に関し、詳細な項目にわたり、追加対策・施策について提言した。

④ 「Ⅲ 6 地方公共団体の施策」において、地域のきめ細かな環境行政の担い手である地方公共団体がイニシアティブを発揮することが期待される地域の温暖化対策について提言した。

⑤ 最後に、「Ⅲ 7 対策・施策の実施体制」において、これらの対策・施策を推進するための体制として、

- ・ 政府等における率先的役割と波及
  - ・ 国民、産業界、NGO・NPO、労働組合、マスメディア等の各主体の役割分担の明確化と連携した取組の推進
  - ・ 温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者の役割
- について提言した。

(対策強化ケースと京都議定書目標達成計画の新たな目標)

- 以上述べてきたような追加対策を講じた場合の温室効果ガスの排出量見通し(以下「対策強化ケース」という。)は、表7、表8のようになる。
- 京都議定書の6%削減約束の確実な達成に向けて、京都議定書目標達成計画の基盤となるガス別や目安としての部門別の新たな目標は、この値を基本に策定されることが適当である。

(表7：2010年度の温室効果ガス排出量の推計(対策強化ケース))

温室効果ガス別	基準年	対策強化ケース(2010年)		大綱の目標	
	百万t-CO2	百万t-CO2	基準年 総排出量比	百万t-CO2	基準年 総排出量比
エネルギー起源CO2	1,048	1,056	+0.6%	1,024	-2%
非エネ起源CO2, CH4, N2O	139	123	-1.2%	133	-0.5%
非エネ起源CO2	74	70	-0.3%	/	
CH4	25	20	-0.4%		
N2O	40	34	-0.5%		
代替フロン等3ガス	50	51	+0.1%	74	+2%
HFCs	20	34	+1.1%	/	
PFCs	13	9	-0.3%		
SF6	17	8	-0.7%		
温室効果ガス排出量	1,237	1,231	-0.5%	-0.5%	

(注)

※上記の表は四捨五入の都合上、各欄の合計は一致しない場合がある。

※上記のほか、対策として吸収源対策(3.9%)、京都メカニズムの活用(1.6%)がある。

※大綱の目標は「革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化、国民各界各層の更なる地球温暖化防止活動の推進」による削減を温室効果ガス別に再整理した数値。再整理の考え方は57ページ図16、図17参照。

(表 8 : 2010年度のエネルギー起源CO2排出量の推計 (対策強化ケース))

部門別	基準年	対策強化ケース (2010年)			大綱の目安としての目標 (部門ごとの基準年比)	
	- 百万t -CO2	百万t -CO2	基準年総 排出量比	(部門ごとの 基準年比)	配分前	配分後
エネルギー起源CO2	1,048	1,056	+0.6%			
産業部門	476	435	-3.3%	(-8.6%)	(-7%)	(-8%)
運輸部門	217	250	+2.7%	(+15.1%)	(+17%)	(+16%)
家庭及び業務その他	273	302	+2.4%	(+10.8%)	(-2%)	
家庭部門	129	137	+0.6%	(+6.0%)		(-12%)
業務その他部門	144	165	+1.7%	(+15.0%)		(-6%)
エネルギー転換部門	82	69	-1.1%	(-16.4%)		

(注)

※上記の表は四捨五入の都合上、各欄の合計は一致しない場合がある。

※運輸部門のエネルギー起源二酸化炭素排出量見通しについては、国土交通省と最終的な調整中。

※大綱の目安としての目標の「配分後」は「革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化、国民各界各層の更なる地球温暖化防止活動の推進」による削減を各々の部門に再整理した数値。再整理の考え方は57ページ図16、図17参照。

### (計画に盛り込まれる対策・施策の実効性・確実性・透明性の確保)

- 計画に盛り込まれる対策の実効性・確実性を高めるため、対策の裏付けとなる施策については、現時点で具体化されている施策はもちろん、そうでないものについても出来るだけ京都議定書目標達成計画に掲げるよう、今後とも最大限努力すべきである。
- さらに、目標達成計画の実効性・透明性を高めるよう、毎年、各対策について政府が講じた施策の進捗状況と、今後講ずる施策について、可能な限り対策評価指標との比較を行いながら明らかにしつつ、その強化を図るべきである。

## 対策の裏付けとなる施策の検証について

1997年の地球温暖化防止京都会議で採択された京都議定書が、7年あまりの月日を経て、本年2月16日に発効した。

地球温暖化問題は地球全体の環境に極めて深刻な影響を及ぼすものであり、人類はその存亡をかけ、気候変動枠組条約の究極目的の達成に向けて、脱温暖化型の社会経済システム創造に取り組まなければならない。

そのための重要な第一歩である京都議定書の約束は、国際的な約束であるのと同時に、未来への約束、将来世代との約束である。

地球温暖化問題の深刻化により、各国の地球温暖化対策は、今後ますます、国際的な政策協調へと発展すると予想される。地球温暖化問題に対処するための各国の公共政策は、地球公共財の形成そのものといえる。本審議会でも積み重ねた提言は、日本が脱温暖化社会へと変革するためのものであると同時に、人類の財産たる地球公共財の基盤を形成するものである。また、国際的なバードンシェアリングのための意味だけではなく、21世紀の遠くない時期に、日本が地球社会で生きていく上での大きな資産へとつながる意味をもつものである。

本答申は、これまでの審議内容を踏まえ、地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを踏まえた京都議定書目標達成計画の策定に当たっての視点、目標の在り方、目標を達成するための対策、施策の方向性に関して提言するものである。

今後は、対策が確実に実行されるよう、対策を実現するために必要となる施策やその量についての検証作業を早急に行い、その結果を踏まえ、追って、追加的な答申を取りまとめることとする。